

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

(提案理由)

熊本県立阿蘇中央高等学校の普通科、農業食品科及びグリーン環境科並びに熊本県立水俣高等学校の電気建築システム科の学科の改編に伴い、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成 20 年 4 月 1 日施行 教育委員会規則第 5 号)

第 2 条 (教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

熊本県立阿蘇中央高等学校の普通科、農業食品科及びグリーン環境科並びに熊本県立水俣高等学校の電気建築システム科の学科改編に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県立阿蘇中央高等学校の普通科、農業食品科及びグリーン環境科の3学科を普通科、探究科、農と食の科学科及び緑と水の科学科の4学科に改編し、熊本県立水俣高等学校の電気建築システム科を半導体情報科及び建築科の2学科に改編する。(別表関係)
- (2) この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (3) 所要の経過措置を設ける。(附則第2項関係)

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県立阿蘇中央高等学校の項中「普通科」を「普通科 探究科」に改め、「農業食品科 グリーン環境科」を「農と食の科学科 緑と水の科学科」に改め、同表熊本県立水俣高等学校の項中「電気建築システム科」を「半導体情報科 建築科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表に規定する熊本県立阿蘇中央高等学校全日制農業食品科及びグリーン環境科並びに熊本県立水俣高等学校全日制電気建築システム科は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）新旧対照表

旧		新	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
学校	課程	学校	課程
(略)		(略)	
熊本県立阿蘇中央高等学校	全日制	熊本県立阿蘇中央高等学校	全日制
普通科	総合ビジネス科	普通科	総合ビジネス科
環境科	社会福祉科	緑と水の科学科	社会福祉科
(略)		(略)	
熊本県立水俣高等学校	全日制	熊本県立水俣高等学校	全日制
普通科	商業科	普通科	商業科
機械科	電気建築システム科	機械科	半導体情報科
建築		科	建築
(略)		(略)	